

官報

号外

昭和二十三年五月八日

○第二回衆議院會議錄第四十六号

昭和二十三年五月七日(金曜日)

午後五時十七分開議

議事日程 第四十二号

昭和二十三年五月七日(金曜日)

午後一時開議

第一 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所の設置に關し承認を求めの件

〔朗読を省略した報告〕

一、昨六日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

行政代執行法

一、昨六日芦田内閣總理大臣から松岡議長宛、次の通り発令があつた旨の通知を受領した。

總理廳事務官 佐藤 功

第二回國會議員を命ずる

一、昨六日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

國土計畫委員	荒木萬壽夫君
文教委員	松原 一彦君
文化委員	福田 繁芳君
厚生委員	飯村 泉君

労働委員

吉川 久衛君

同

河野 金昇君

農林委員

堀川 恭平君

水産委員

神山 榮一君

商業委員

喜多橋治郎君

運輸及び交通委員

木下 榮君

通信委員

川野 芳滿君

同

成田 知巳君

決算委員

竹山祐太郎君

議院運営委員

川野 芳滿君

一、昨六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

國土計畫委員

中島 茂喜君

文教委員

平川 篤雄君

文化委員

小川 半次君

厚生委員

山崎 岩男君

労働委員

平川 篤雄君

同

大島 多藏君

農林委員

神山 榮一君

水産委員

馬越 晃君

商業委員

堀川 恭平君

運輸及び交通委員

川野 芳滿君

通信委員

萩原 壽雄君

同

土井 直作君

決算委員

松原 一彦君

議院運営委員

竹山祐太郎君

一、昨六日内閣から提出した議案は次の通りである。

海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案

一、昨六日委員会に付託された議案は次の通りである。

海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)(第五十六号)

治安及び地方制度委員会 付託

一、昨六日參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

製造たばこ「新生」の價格の改定に關する法律案

一、昨六日參議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

行政事件訴訟特例法案

一、昨六日參議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

行政代執行法案

一、去る四日水産委員長から提出した次の國政調査承認要求書に對し、議長は昨六日これを承認した。

國政調査承認要求書

一、調査する事項 漁業課税に關する事項

る事項

二、調査の目的 漁業課税の適正を期する爲

三、調査の方法 小委員会の設置、關係方面より意見聴取、記録及び報告の要求

四、調査の期間 本会期中

右によつて國政に關する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求め。

昭和二十三年五月四日

水産委員長 青木清左門

衆議院議長松岡駒吉殿

一、昨六日提出した緊急質問は、次の通りである。

徵稅問題に關する緊急質問(山本幸一君提出)

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

會期延長の件

○議長(松岡駒吉君) 會期延長の件につきお諮りいたします。本件については、各常任委員長と協議いたし、議院運営委員会に諮問いたしましたところ、本予算は本月十五日前後に提出せられたこと、六月分暫定予算も至急提出せられたことを政府に要望し、かつ法律案については、六月十日以降提出のものについては審議の責任を負いたさぬ方針で、六月二十日まで會期を延長すべき旨の答申を得ましたので、

で、參議院議長と協議をいたし、本日協議が整つた次第であります。

つきましては、本院においては、本會期を明八日から六月二十日まで四十四日間延長いたしたいと存じ、これを發議いたします。

本件に關連し、小澤重喜君より政府に對し質疑の通告があります。これを許します。小澤重喜君。

〔小澤重喜君登壇〕

○小澤重喜君 私は、民主自由黨を代表いたしましたして、ただいま議長發議によりまして議題に供されました會期延長の件に關するわが黨の考え方を申し上げると同時に、これに對する政府の率直な説明を得た上におきまして、われわれは本案に關する態度を決定いたしたいと存する次第であります。

申し上げるまでもなく、國會議法第十二條には「國会の會期は、兩議院一致の議決で、これを延長することができ」と明記いたしております。この規定によりましますと、會期の延長を審議するにあたりましては、政府の意向あるいは政府の見解等には、われわれ國會においては全然拘束を受けることなく、私どもはまったく独自の見解に基づき、また自主的な見解のもとに、これを決定すべきであるという事を明記いたしてあるものであることは、何人も否定できないのであります。従つて私が、今この會期の延長を議するにあたりまして、政府の声明によつて、あ

るいは政府の言明によつて、われ／＼の態度が決定するのであるというようなことを言うと、あるいはこれは矛盾をしておるのではないかと誤解を招くおそれがありますけれども、これは決してそうではないのであります。何となれば、われ／＼がこの会期の延長を議するにあたりましては、常に諸般の事情を勘案することはもちろんのこと、あらゆる角度からこれを検討いたしました。まず第一に、会期は延長すべきものなりや否やというのと、第二には、はたして会期を延長すべきものであるというのであれば、どの程度会期を延長するのが適當であるかということを検討しなければならぬからであります。たとえば本会期の延長というものは、具体的に申し上げますならば、かりに現内閣が本日までで予算案を提案いたしました、この審議が終了しておつたならば、決して会期延長という問題は起らぬのであります。ということになりますと、いきおい政府のこの予算編成に対する熱意、態度、考え方というものが、われわれの会期の延長をいかにすべきかというところに重大な影響があり、重大な参考となることは、言うまでもないのであります。

しかも、今日の第二国会というものは、国会法上のいわゆる常会というものは、他の臨時会あるいは特別会とは大いにその趣きを異にいたしております。

す。たとえば国会法の規定を見ましても、常会におきましては、その召集というものは、毎年十二月の下旬にこれをしなければならぬと規定しており、また会議の点におきましては、他の臨時会とか特別会というものは、全然期間を法律に明定してないにもかかわらず、この常会におきましては、その期間は百五十日間というものを規定してあるのであります。こういう点を考へてみますと、このいわゆる国会法上における常会というものは、俗にいう予算国会なのであります。予算を審議するというのが、この常会の最も大きな責任であり、また法律の予想したものであるのであります。従いまして、明文上は何も規定してありませんけれども、この法律の精神というものは、とりもなおさずこの常会が、年度の予算を審議する予算国会であるというところは、何人も疑う余地はないのであります。にもかかわりませず、政府は無責任にも、この通常会に、今まさに会期を終らんとする今日に至るも昭和二十三年度の通常予算の提出がないというところは、まことに残念にたえない次第であつて、この政府の責任たるや、非常に重大であるといわなければならないかもしれません。

しかして私どもは、かりに政府が提出しないからというて、この国会法が與えたところの予算議院において、会期を延長しなければその審議を終るこ

とができないというところは、國會議員といたしましても、國民諸君に對し、まことに面目次第もないのであります。しかし私どもは、この予算案というもののにつきましても、非常な重大な関心をもつておりますので、國會におきましても、去る四月二十八日、衆議院と參議院の議院運営委員會の合同打合せを行いました。来るべき國會に對して会期をいかにすべきかを検討したのであります。もちろんその席上に、芦田總理大臣、苦米地官房長官、大藏大臣等の出席を求めまして、この二十三年度通常予算に對する、しかも提出方に対する政府の所見を求めたのであります。

ところが芦田總理大臣は、今議長が朗讀されました通り、五月十五日ごろには必ず提出いたしますと言明し、また官房長官も大藏大臣も、これを裏書きするところの答弁があつたのであります。しかしながら、當時參議院あるいは衆議院における議院運営委員會の會合においては、政府の三人の大臣が退場後におきまして、いろ／＼審議をいたしましたのであります。政府がいかに言明をいたしても、この通常予算は決して五月十五日には提出の運びにはならないであらう、換言するならば、政府はあれほど言明しているけれども、われ／＼はこの言明を信するわけにはいかないということが一つの理由と、もう一つには、昨年の第一國會の例を

考へてみますと、実に四回にわたつて延長となりまして、二百数日の長期にわたつて、一方政府の議案の提出ぶりと云うものは、実に牛のよだれのごとくだら／＼出ておりますから、いきおい國會の審議も、この牛のよだれのやうな審議ぶりという批判を仰ぐやうなところになつたのであります。

こういう点を考へると、とにかく國會法によつて百五十日と規定してあるのであるから、一應ここで打切つて、そうして政府の予算案の準備ができたことが、かえつて政府のためにもよろしいではないかという結論になりました。參議院の諸公は、ほとんど全会一致、また衆議院におきましても、與黨も野黨も、そうすることが國會の威信を高むるゆゑであるというので、決議こそしません、ほとんど満場一致でこの國會は打切るといふやうな空氣がみなぎつておつたのであります。

ところが、續いて本月一日、あの運営委員會と各常任委員長の會合におきまして、現に淺沼委員長なども、これは会期は打切られることと考えておりましたが、いろ／＼な説が出てまいりました。遂にこれを延長するというところになつたのであります。しかし、わが黨といたしましては、あくまでもこの二つの線に沿つて、一應会期を打切るべし、殊に國會を開いていると、大臣が始終國會に呼び出されて、大事な

予算審議もできないのであるから、われわれは野黨であるが、むしろ與黨以上の政府に対する好意をもつて、速やかにこの予算の編成をされんことを要望したのであります。

ところが、この日に至りまして、何を考へ違ひしたものでありましようか、苦米地官房長官が参りまして、私の方では必ず十五日ごろには提出いたしますから、この会期は延長してもいい、そして、でき得ることならば五月一ぱいにおいて予算を審議してくれというやうなお話があつたのであります。そこで私は、ただいま申し上げました通り、私の発言が、野黨であるからあるいは疑われるのかもしれないけれども、とにかくわれ／＼は、この予算案というものは一日も速やかに國會に提出して、一日も速やかに確定させることによつて、國民の生活に及ぼす影響がきつて重大であるという見地から、ここに政府の立場を考へて、政府が安んじて予算案の編成をはかるやうにという意味におきまして、休会を主張したのであります。苦米地官房長官の言ひの中には、実はそのお話も御好意あるお話で結構であります。が、どうも人間というものは、うしろからたたいてもらふと、つい遅れがちになるといふところがあるから、どうぞしろにいて、だたいてくださいと、よきな、まことに奇怪な極な答弁があつたのであります。こういう

答弁をしなければならぬという苦米地
官房長官の心のうちには、よくわかつて
おりますが、とにかく、こういう政府
の要望があつた以上、與黨の諸君はど
うしてもこの官房長官の顔をつぶすわ
けにはいきませんから、前回の會議に
おいては、ほとんどわれ／＼と同様で
あつたにもかかわらず、俄然この態度
を変更いたしまして、この会期を六月
二十日まで延長しようというふうな空
気が擡頭してまいつたのであります。

そこでわが党におきましては、一旦
打切りを主張したのであります。諸
君がそういうことを言うのであるなら
ば、われ／＼としては、もちろん一日
も速やかに予算が成立することを望む
ものであるから、それは結構であるが、
しかし政府の言明を信じてこの挙に出
ずる以上は、必ずここに條件をつけて
もらいたい。というのは、今議長が朗
読されました通り、まず第一に、昭和
二十三年の通常予算案は必ず五月十
五日ごろまでに提出をすること、第二
の條件は、六月十日までに、予算案を
除くあらゆる法律案その他の議案とい
うものを取りそろえて國會に提出する
こと、もしこの期間内に提出の終らな
かつた議案、すなわちその以後の議案
に對しましては、國會は審議終了につ
いてその責任を負わないこと、それか
ら第三の條件といたしましては、この
本会期、すなわち第二國會は、六月二十
日以上は延期せざることを、という三つ

の條件を附して、ここにわれ／＼が與
黨の諸君に同調をいたしたのでありま
す。

こういうふうな事情におかれており
ますので、私もといたしましては、
現在においても、この政府の言明であ
る本月十五日に予算が出るなどとは、
決して信じておりません。従いまして、こ
こで本會議を通じてこの予算案を――
國民待望のものであるところの昭和二
十三年の通常予算案を、五月十五日
には必ず提出するという言明を國民に
與えてもらいたいというのが、私の問
わんとする趣旨であります。(拍手)

さらに第二の問題につきましては、
先ほど申し上げました通り、ちやうど
牛のよだれのようにだら／＼議案の提
出があつたのでは、非常に國會の審議
上困りますから、六月の十日までに
一切をそろえて出す、それまでに出不
ないものは臨時國會に用意するという
ように、ここにきまりをつけて出すこ
と、そして、もし出し得なかつたな
らば、國會のこれに対する責任はない
ということ、この國會の宣言した條件
に、はたして政府が眞摯に、また熱心
に協力するところの氣持があるかどう
かということについて總理大臣から言
明を得るにあらざれば、われ／＼はこ
れにただちに賛同しかねるというの
が、私の質問する趣旨であります。
言うまでもなく、今日の見通しから
考えますと、政府が今月の十五日と言

いますれば、あと一週間であります。
この一週間のうちに、三党協定からな
るところの軍事公債とか、あるいは肥
料問題とか、あるいは物價問題、運賃
問題などというものを、いかに芦田さ
んが神様であつても、これはまともろ
うとは考えることができないのであり
ます。しかるがゆゑに、私もはこの
意味におきまして、本會議場を通じて
芦田總理大臣の明確なる御答弁を求め
た上で、本案に対する審議すなわち、
委員會で言明した政府の所信をここで
再び言明して、國民に誓約されんこと
を特に希望いたします、降壇いたす
次第であります。

〔國務大臣芦田均君登壇〕
○國務大臣(芦田均君) ただいま議題
となつております案件についての小澤
君よりの質疑にお答えいたします。
先ごろ議會運営委員會において政府
が表明いたしました通り、昭和二十三
年度予算案につきましては、本月十五
日前後に國會に提案するよう、目下政
府の力をあけて準備をいたしております。
なお第二國會において審議を求め
るべき法律案につきましても、それ以
前にとりそろえて提出するように準備
を整えております。政府の意のあると
ころを明白に申し上げて、國會の了承
を請う次第であります。(拍手)

○小澤重喜君 簡單でありますか
ら、自席から――今、予算案につきま
しては了承いたしました、法律案を
の他の議案一般に關しましては、芦田
總理のお話がちよつと解せないところ
があるのです。その以前に出すという
ようなことを言われましたが、いつの
ことを言われるのであるか。この点、
再答弁を願ひたいと思います。

〔國務大臣芦田均君登壇〕
○國務大臣(芦田均君) 法律案につ
きましては、六月十日以前に全部提出
しようことを申し上げたのでありま
したが、あるいは本月と言つたかもし
れませんが、それは私の言い違いであ
ります。
○小澤重喜君 自席から――大体に
政府の声明を了承いたします。ただ、
これがほごにならぬことを切に希望い
たしまして、われ／＼は本家に賛成い
たす次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 明八日より六月
二十日まで会期を延長するに御異議あ
りませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めます。よつて会期は六月二十日まで
四十四日間延長するに決しました。

〔中村俊夫君登壇〕
○中村俊夫君 先般大阪・神戸に勃発
いたしました、朝鮮人学校閉鎖問題よ
り派生いたしました不祥事件につきま
して、司法委員會より山中日露史君、
明禮輝三郎君及び私の三名の委員が現
地視察に派遣されまして調査をいたし
ましたその結果を、ここに御報告申し
上げたいと思ひのであります。

その前に、簡単に調査の経路を御報
告申し上げますが、四月三十日に大阪
の檢察廳、大阪府廳に参りまして、各
關係吏員より事情を聴取いたしまし
た。さらに別室におきまして、共産黨
の関西地方委員の諸君から意見を聴き
ました。翌日さらに神戸に参りまし
て、神戸の地方檢察廳に至り、さらに
憲兵司令官、軍政官を訪問いたしまし
て、次いで兵庫縣廳におきまして、兵
庫縣知事、神戸市長、神戸市公安委員
長、國家自治兩警察長並びに教育關係
の各關係者より事情を聴取いたしまし
た。さらに騒擾の現場を檢分いたし、
翌日さらに共産黨神戸地区委員會の諸
君より事情を聴取いたした次第であ
ります。さらに私は、四月十五日の兵庫
縣廳における七十名の檢拳直前の状況
並びに四月二十四日の縣廳前における
朝鮮人約二千名の騒擾の現場の目撃者
の私がその一人であるということも申
し添えておきたいと思ひのでありま
す。

事件の発端を申し上げますと、昭和
二十三年五月八日

官報号外 昭和二十三年五月八日
衆議院會議錄第四十六号 大阪及び神戸に於ける騒じよう事件に關する司法委員の現地調査報告

四一三

二十三年一月二十四日附文書によりまして、文部省より各府縣知事あてに、左の通りの通牒が発せられたのであります。現在日本に在留する朝鮮人は、昭和二十一年十一月二十日附総司令部発表により、日本の法令に服しなければならぬ、従つて、朝鮮人の子弟であつても年齢に該当する者は、日本人と同様、市町村立または私立の小学校または中学校に就学せなければならぬ、また私立の小学校または中学校の設置は、学校教育法の定めるところによつて、都道府縣監督廳の認可を受けなければならない、年齢兒童または學齡生徒の教育については、各種学校の設置は認められない、私立の小学校及び中学校には、教育基本法のみならず、設置、廃止、教科書、教科内容については、学校教育法における総則並びに小学校及び中学校に関する規定が適用される、なお朝鮮語等の教育を課外に行ふことは差支えない、學齡兒童及び學齡生徒以外の者の教育については各種学校の設置が認められ、学校教育法第八十三條及び第八十四條の規定が適用される、前二項の趣旨を実施するため適切な処置を講ぜられたという文部省の通牒が、全國の府縣知事あてに発送されたのであります。

これを契機といたしまして、まず大阪事件について簡単に御報告申し上げます。大阪府では、二月十日、朝鮮人学校長及び学校設立者に対して、前記

文部省の通牒を発送して、同時に朝鮮人学校は法令による認可手続をとり、また朝鮮人学校教職員の資格審査をただちに施行すべき旨の通牒を発送したのであります。二月二十六日、大阪府は右に関する朝鮮人学校長會議を開催し、さらに三月十二日、同様の會議を開いたのでありますけれども、朝鮮人代表者の集合の数が少く、しかも、その來會いたしました朝鮮人は、いづれも教育の自主性を強調して反対したのであります。三月十六日、大阪府は各地方事務所長、市町村長、朝鮮人学校長、朝鮮人連盟委員長その他に対して左の通告を發し、これが二十三日に送達されたのであります。朝鮮人学校の校舍貸與契約期限満了は三月末日であるから、期日限り明け渡すこと。貸與契約の延期及び再契約はなさざるこ

と。さらに三月二十三日、大阪府は各朝鮮人学校に、三月三十一日限り学校を閉鎖すべき勧告書をやつたのであります。さらに三月下旬、關係市町村においては、各管内の校舍明渡しを要求し、嚴重警告を發せしめたのでありますけれども、朝鮮人側はこれに應じなかつた。四月十二日、朝鮮人学校十九校に対して、四月十五日限り閉鎖すべき旨の通達をさらに発送したのであります。

このような経過をたどりまして、大阪府当局は、指令または指示に基いて周到なる手続をしたのでありますけれども、

ども、十九校のうち、明渡しをなしたのほわずかに六校、他は全部これに應じないのみか、四月二十三日、大阪朝鮮人教育問題調停委員會の名をもつて府廳前に集合、同日午後二時府廳前に集合したる者約七千名、これに全通幹部二十名、その他共産黨員約二十名が参加應援したと報告を受けております。

これよりさき、同日零時半ごろより、すでに大塚副知事、浜田学務課長と朝鮮人代表三十名とが、本件に關して知事室で面會、学校閉鎖命令撤回をめぐつて折衝中であつたのであります。このころに、府廳前に集合中の大群集に對しまして、全通の一員が、た

だいま朝鮮人師範学校が日本官憲によつて占拠されたといふ演説をいたしたもので、にわかに群集は色めき立ちましたので、スクラムを組み、喊声をあげて、府廳の一階から四階にだれを打つて殺到いたしました。身動きもできない混亂になり、遂に知事室へも亂入するに至つたのであります。このとき知事室にあつた大塚副知事は、身の危険を察知いたしましたので、巧妙に別室より退避いたしましたのであります。この副知事の姿を見失つた群集は、にわかに騒ぎ出しまして、府廳内の器物を破壊する等の暴行を始めました。この日動員された警察官は、合計約四千八百名であつたのであります。これらの警察官によつて、午後七時半ごろまで

全部府廳より追ひ出したのであります。このとき警察官側に負傷者三十一名、朝鮮人側にも負傷者を出したのであります。その数は不明であります。一方檢察廳は、右騒亂に對して、騒擾罪の嫌疑をもつて百七十九名を檢挙いたしております。

翌二十四日朝早く、これらの檢挙されました被疑者の收容警察であります。南警察署に、約五百名の朝鮮人が押しかけ、午後三時ごろより警察官との間に亂闘となつて、れんがを投げつけたりいたしました。警察官約十三名を負傷いたしました。朝鮮人暴行者六名の檢挙があつたのであります。

四月二十六日午後一時、朝鮮人の大部分をまじえた二万五千の群集が、府縣前の大手前公園に集合いたしました。代表者五名を選んで赤間知事に面會折衝いたしました。結局決裂をいたしました。一方群集に對しては解散命令を發したのであります。應じなかつたために、群集と警察官との間に亂闘を生じ、遂に警察官二、三十名を負傷いたしました。一方警察側の発砲によりまして、朝鮮人一名死亡、他に若干の負傷者を生ずる不祥事が惹起されたのであります。

右大阪事件に關しましては、四月二十二日、共産黨員岩井某方に黨員十名が集合、朝鮮人学校閉鎖問題について朝鮮人側に應援する旨の談合をなした

信局内において委員會を開いて、同様應援をなす旨決議をして、各支部に人員を派遣した等のごことが、被疑者の取調べによつて明かにされておりますが、なおわれわれ委員に面會を求めたる日本共産黨関西地方委員會委員の談により、共産黨員が朝鮮人側の運動に参加せる事実があり、かつ四月二十四日のデモの最中に、日本共産黨関西地方委員會の名によつて宣傳ビラの散布及び共産黨員による群集に對するアジ演説等の事実が、目撃者の談によつて語られておるのであります。以上が大阪事件の概要であります。

兵庫縣の問題につきましては、主として神戸市内の朝鮮人学校四校の閉鎖に關して生じた問題であります。これは神樂小学校の二校、二宮小学校、稗田小学校各一校、この前記四校に對して、昭和二十一年三月、神戸市教育局は、朝鮮人連盟及び同建國促進青年同盟に對して、口頭で右四校を貸與して

ありまして、同時に朝鮮人学校が開設されたといふ事実が、まず前提となつておるのであります。兵庫縣當局では、冒頭に述べました文部省の通達を、ただちに朝鮮人連盟本部、朝鮮建國促進青年同盟本部、各地方事務所長、各市長に發送いたしました。次いで、三月五日以後數回にわたつて、關係方面より兵庫縣當局に對して、朝鮮人学校閉鎖問題を急速に解決すべき旨の勧告があつたのであります。よつ

こと、及び同日全通組合員の一部が通

て兵庫縣當局は、四月九日、右勧告の趣きを関係者一同に係員を派して傳達させ、これと同時に、朝鮮人学齡兒童・生徒の公立小中学校受入れについて遺憾なきやうとの通知を発し、私立学校設置の場合は正式に認可申請をなすべき旨朝鮮人側に勧告、かつ神戸新聞、縣公報にも同様の事項を掲載して、一般に通告しております。

一方神戸市当局は、兵庫縣からの通牒によつて、四月八日、この四校に立退きを通告、翌九日、重ねて兵庫縣より学校閉鎖命令を發せられたので、同日、右閉鎖命令を各関係朝鮮人代表に傳達手交しております。この間、朝鮮人代表はしばしば小寺市長に面談、閉鎖反対の陳情をしてゐるのでありますけれども、その都度、市長はこれを拒否しております。四月十二日、朝鮮人学校父兄代表二、三十名が副知事に面会を求め、学校閉鎖命令の撤回、立退きの猶予、私立学校設置認可手続を簡單にされたき旨の要求を提出してゐるのでありますけれども、副知事はこれに対して、命令撤回及び立退きの猶予は不可能である、学校の認可は法規に従ふことを回答したので、代表はそのまゝ引取つたのであります。この結果、四月十五日の檢挙事件が発生したのでございます。

四月十四日、父兄代表約三十名、後に約七十名となつたのであります。知事に面会を求めてきたけれども、知

事、副知事不在のために、午後一時半ごろから、堀教育部長が副知事室において面会、再び閉鎖命令の撤回あるいは立退猶予等を申し出たのでありますけれども、部長より不可能なる旨を回答したのであります。これに對しまして代表者たちは、部長に對し罵詈雑言をあえてし、追つてきたのでありますけれども、このとき偶然にも外國人が入室してきたので、午後五時ごろ、部長は部屋から脱出してゐることができたのであります。その後に残つた慰賀学務課長を取囲み、徹夜押問答をしてゐたのであります。十五日午前三時ごろ、双方交渉を一旦中止、休憩することになり、双方とも十五日朝まで、日本人側の教育課長と朝鮮人代表七十名が副知事室におつたのであります。

四月十五日朝九時過ぎ、知事は関係當局よりの呼出しにより出頭、十時ごろより、渉外局長室において朝鮮人代表五名と会見することにしたのでありますけれども、この代表者との間に、会見の場所及び代表者の数に關しましてお互いに意見が違ひましたので、遂に正午ごろ、知事は所用のため外出いたしまして、代表者との会見が不可能となつたのであります。代表者約七十名は、依然として知事室を立ち退かず、午後一時半ごろ縣當局は即刻立退きを勧告したが應ぜず、さらに午後六時に至り、再び立退きを勧告しましたた

れども、さらに應ずる氣配がありませんので、檢察廳は遂に警察官を指揮して、建造物侵入被疑事件として右七十名を檢挙、うち五名は婦女などがあつたものですから、これを徐いて六十名を拘留、生田、兵庫の二警察署に收容したのでございます。これが四月十五日の檢挙事件でございます。

その翌日より毎日のごとく、朝鮮人数百名は收容警察署にデモを敢行、一方連日にわたつて、朝鮮人数百名は檢事正に面会、被疑者の釈放方を要求してきたのであります。檢察正は、取調を終了まではこれを釈放せずと、その都度回答しております。四月十六日午前十時半、兵庫縣、神戸市、檢察廳、警察、裁判所當局が会見いたしまして、本事件解決方策につき協議したのでありますけれども、同日午前十一時、朝鮮人代表四名と会見いたしました。午後には朝鮮人の縣廳に來る者約三百名となつたので、午後七時ごろこれに退去命令を出し、警察権をもつて朝鮮人を退去せしめたのであります。

四月二十一日、二十二日の両日にわたつて、さらに朝鮮人代表七名は縣廳に來り、縣當局に對し、以前同様、拘留中の朝鮮人の釈放、学校閉鎖命令の撤回等を依然として要求してきたのでありますけれども、いずれも交渉決裂。同二十三日最後に、知事との間に同様の交渉がなされたのでありますけれども、縣當局が断固要求を拒否したため

に、遂に決裂するに至つたのであります。一方神戸市側におきましては、学校管理者として、民事訴訟法上の手續によつて、校舎明渡し仮処分命令を裁判所より受け、前記四校の明渡し仮処分を執行いたしましたけれども、これまた多数の朝鮮人の学校占拠のために執行不能に終つたのであります。

最後に、四月二十四日の騒擾事件を御報告申し上げますが、四月二十三日に、関係方面より右明渡し処分の経過の報告を求められましたので、神戸市警察長はその結果を報告して、さらに關係方面の應援方について意見を求めましたところ、關係方面の、本問題は日本警察独自の立場において解決すべきであるとの見解に従ひ、四月二十四日、さらにこれが対策を講ずるため、午前九時半、兵庫縣知事室に、左記八人が参集協議することになつたのであります。縣廳側では岸田知事、吉川副知事、井出國家警察長、その他市側では神戸市長、助役、神戸市警察局長、公安委員長、その他渉外局側といたしましては田中渉外局長、檢察廳側としては市丸檢事正、田邊次席檢事、兵庫縣における各關係首脳部が全部参つたのであります。

右十六名参集の上、協議に入りまして、古山警察局長より、前日の假処分執行不能の狀等を説明し、二十六日挙行の予定となつております朝鮮人約

三万のデモンストレーション並びに五月一日のメーデーにおける示威運動をも考慮に入れまして、假処分はその後まで延期する方がよからんとの見解を披露せられ、檢事正もまた、拘束中の六十五名の取調への關係もあり、執行延期に賛成するとの意見を表示し、さらに二十六日挙行予定の朝鮮人三万のデモにより、いかなる事態を生ずるやもしれないので、これが中止方を知事、市長において關係方面に要請することを協議しつゝあつたときに、すでに十一時ごろになつたのであります。が、突然知事室の隣室に、喚声をあげて多数の朝鮮人が乱入しました。器物、ガラス等を破壊する騒音が聞え、ついで知事室の入口のドアを椅子等で打破ろうとするふうでありましたので、内部からこれを阻止する一方、警察長は電話にて急を警察本部に連絡し、警官の即時派遣方を命じておつたのであります。が、知事室隣室に乱入いたしました暴漢は、刻々その数を増し、口々に開ける、殺すぞなどと絶叫し、約三、四十分経過後に遂に、遂に知事室入口のドアも打破られ、一時に約百名の暴漢は、なだれを打つて知事室に乱入し、手当り次第に、テーブルその他の備品を破壊し、電話線三本を切断、電話器三箇を破壊、知事の事務机に上り、ガラスを破り、二、三十分間は阿修羅のごとく暴れまわり、知事室の様相は一変するに至つたのであります。

私ら三名も、現状のまま保存されてい
た知事室を撤分したのでありますが、
その当時の暴徒の暴行は、退前に浮ぶ
ように考えられたのであります。

しかし暴徒は、知事に対して、
閉鎖命令を撤回せよ、きようは全部死
を覚悟して来た、などと絶叫するの
で、知事はやむなく代表者数名に面会
する旨答えたのでありますが、暴徒は
暴れるばかりで、手のつけようがな
く、またその数は刻々と増加し、隣室
より廊下に充満してきたのでありま
す。このとき外國官憲は、下士官二名
を伴い、暴徒を押しわけて知事室に來
り、知事を室外に連れ出さんとしたの
でありましたが、暴徒は暴力をもつてこ
れを阻止し、突き返しました。がため
に、外國官憲の一人は押し倒されて、
混乱状態に陥つたといふやうなひどい
状態でありました。このとき二名の外
國官憲は、ピストルを暴徒に擬したの
でありましたが、猛り狂つておる暴徒
は何ら屈することなく、反対に数名は
机の上に飛び上り、腹部を突き出し
て、ピストルが何だ、命が惜しいと思
つてゐるか、早く射てと反抗してきた
ので、外國官憲は事態の悪化を慮り、
射撃をなさず、約十分間に於いて退出し
たといふやうな状態でありました。

は、事ここに至ればはる方事休すと
考へて、さらに知事以外の他廳の人々
に及ぶ危害をも憂へ、閉鎖命令撤回の
書面を作成して手交し、暴徒はさらに檢
事正に六十五名の即時釈放を強要した
のでございませう。檢事正は次席と協議
の結果、閉鎖命令が撤去せられた以上
は、一應根本問題は解決された形とな
つたこと、當時縣廳の周囲を取囲み氣
勢をあげる朝鮮人は数千名に及び、強
いてこの要求を拒絶せば、流血の慘事
を惹起するやもしれない状態になつた
こと、並びに拘束中の被疑者などは犯
情悪質なもの認められず、首謀者數
名を起訴すれば足ること等の事情を考
慮して、遂に暴徒の要求に應ずること
として、次第をしてだちに帰應せしめ
て、その手続をとらせてゐるようであ
ります。次いで暴徒は、再び知事に対
して、本日の知事室の暴行事件は一切
檢事せぬ約束をせよと迫つたのであり
ますが、知事は自己の権限外なること
を答へたため、さらに暴徒は檢事正に
これを強要したので、檢事正は、これ
また同様これを檢事しないといふ書面
を渡しておるのであります。暴徒はさ
らに市長に迫つて、仮処分の訴えを取
下げる旨の確約をなさしめ、午後五時
ごろに至り、ようやく引揚げたのであ
ります。これが四月二十四日の騒擾事
件の概要であります。

右のごとく、前後約六時間にわたる
交渉の間には、縣廳の周囲には五、六
千名の朝鮮人參集し、共產黨員の腕章
を巻いた者が、こも／＼立つてアジ演
説をやり、ビラをまく等、盛んに氣勢
をあげておつたのであります。一方、遅
ればせながら非常警備の配置についた
警察官約八百名は、内部の各官廳主腦
者に危害の及ばぬ情勢にあつたので、
断固これを檢挙するの強行手段をとる
ことができなかったものであります。こ
の後、すでに新聞で御承知の通り、
二十五日午前一時、連合軍より神戸市
に非常事態の宣言があり、その時よ
り、日本警察官は外國憲兵隊の隷下に
はいりました。翌日午後五時現在にお
いて、千百六十一名の被疑者を檢挙す
るに至つたのであります。

以上が大阪・神戸事件の概要であり
ますが、五日二日、日本共産党神戸地
區委員会委員二名が私を訪問、左のご
とき書面を提出いたしました。これは
公平を期する意味において、簡單であ
りますから、ここに読み上げたと思
います。

本問題は、弱小民族たる朝鮮人の
自主的文化擁護の要求によるものに
して、無能力なる日本官憲の一方的
抑圧により、遂に事態の悪化を來し
たのである。その間わが党は——と
いふのは共産党です——弱小民族文
化擁護のため、日本側当局に対して
その無能を衝き、事態の收拾の申入
れをなすとともに、朝鮮人側に対し
ては、日本學制による朝鮮人教育の

自主性の確立を本問題の解決の基本
方針となすべき旨を勧告する等、本
問題の平和的解決のため全力を盡し
たのである。事件は四月十五日、七
十三名の不法檢束を見るに至り、い
よいよ紛糾し、爾後の交渉において
も日本側の誠意なき態度は、朝鮮人
の当局に対する信頼をまつた失わ
しめ、遂に二十四日、再び十五日の
ごとく不祥事を惹起するをおそれた
朝鮮人交渉委員は、知事室に強行入
室、會議中の知事、市長、檢事正な
どと面会し、朝鮮人側の要求たる閉
鎖命令の撤回、七十三名の即時釈放
等を獲得するも、同夜中より、神戸
市憲兵隊による朝鮮人らの一齊檢挙
が開始せられたのである。

四月十五日、七十三名の不法檢束
に至る間の判明せる事項は、二十二
年十一月二十八日、神戸市当局より
朝鮮建國促進青年同盟——これは建
青と呼んでおるのでありますが——
に対し、二十三年三月三十一日ま
でに學校明渡しを言い渡してこれを
認めさせたが、大多數の朝鮮人の組
織たる朝鮮人連盟に対しては何らの
通告なし。

本年二月二十八日、小寺市長より
三月十八日までには學校明渡しの命令
あり、その後引続き交渉するも、進
駐軍の命令と稱して、代りの學校の
せわも、新築まで待つことも拒絶
す。

四月九日當局より、四月十日をも
つて學校を閉鎖すべき旨の命令出
る。

四月十一日、マツノ小學校で人民
大会を開き、交渉委員をつくり再交
渉、小寺市長はいやなら朝鮮へ帰れ
と侮蔑の言を吐き、関防役は軍政部
の指示あるまで保留するとの一筆を
入れる。

四月十二日、父兄總會の決議文を
もつて縣及び市に交渉、當局は言を
左右にして要領を得ず。

四月十三日、縣教育部長及び交渉
委員の面前で、進駐軍の教育課長
は、學校明渡しの命令は出した覚え
はないと言明する。なお当日判明し
たる事實、朝鮮連盟學校は縣下に二
百五十六校あり、この申請した資料
を全部建國青年同盟に渡しておる。
建青は架空の學校二十六校をつく
り、一切の學用品、生ゴム等の配給
を受け、これを横流しておる。これ
らの關係書類に縣教育部長は捺印し
ておる云々

こゝから書面を提出してあるのであ
ります。

最後に、われ／＼調査委員三名のこ
の事件の調査の結果の觀察を申し述べ
ます。以上の調査よりして、調査委員
團は左のごとき觀察に到達いたしまし
た。

本事件は、朝鮮人學校閉鎖命令に端
を発しておるのでありますけれども、

單なる教育行政に關する面のみではなく、次のとき諸種の原因が包含されております。朝鮮人内部問題、すなわち朝鮮人連盟と建國促進青年同盟、その間の思想的な対立、その他諸種の理由による相違が大きな原因となつてゐること。文部省の方針として徹底を欠きたために、学校閉鎖命令の緩厳は各地方で官独自の見解に基きてなされたるものとの誤解を朝鮮人に與へたること。神戸事件においては、特に行政処分たる学校閉鎖命令は、ただちに校舎明渡しという民事訴訟法の効力を生ぜずとの朝鮮人側の主張に対し、縣当局がこれを反駁するの資料をもつていなかったこと。これらの觀察の結果、私たちの最後の所見を申し述べます。

一、日本人たると朝鮮人たるとを問はず、政府は法律に従わない者に對しては司法権の發動を徹底し、法の威信を嚴守すること。なお第三國人に對しては、その違法の程度により、これが本國送還を考慮すべきこと。

二、朝鮮人学校閉鎖問題に關しては、先ほど觀察のところで述べましたごとく、行政命令の緩厳が各地方長官独自の権限にあるのかのとき誤解を與へしめ、從つて兵庫縣知事ひとり強硬なる態度なりと誤信せしめたる結果、不祥事を惹起したのであります。これに對しては、文部省が一片の通牒を發するのみにて、各府縣知事の各種各様の態度をとることを放任し、一元

的に一貫した方針を堅持してこれに臨まなかつたことは、重大なる責任ありと考へております。

三、神戸地方檢察廳の市丸檢事正が、四月二十四日、暴徒の脅迫により、四月十五日檢事の被疑者六十五名を釈放するに至つたことは、法の威信を傷つけ、きわめて遺憾であります。けれども、実情調査の結果、あの場合万やむを得ざる処置と認めております。

四、岸田兵庫縣知事が、四月二十四日、前記同様の脅迫により、一たび發したる学校閉鎖命令を撤回したることは、地方長官の威信と行政命令の權威とを傷つけ、はなはだ遺憾であります。するけれども、これまたあの場合万やむを得ざりし処置であつたと認めております。

五、四月十五日の被疑者檢挙がありまして、かつ兵庫縣知事の閉鎖命令の發令によりまして、いついかなる不祥事が發生するやも知れなかつたことは、十分あらかじめ知り得たにもかかわりませず、兵庫縣國家警察長及び市自治警察長らが、これに對処する万全の策を講ぜず、遂に二十四日の不祥事態を發生せしめたることについては、命令系統としては兵庫縣公安委員會及び神戸市公安委員會に、また実質上は縣市各警察長にその重大なる責任あるものと認められます。

六、取締りの面より見て、二十四日

の不祥事を未然に防ぎ、さらにこれが發生にあたつて鎮圧し得ざりしことにつきましては、警察法の不備、たとえば地方に勃発したる騒擾事件について、地方長官をして一元的に迅速かつ簡単に警察権を掌握せしめ得る規定を欠き、かつ國家警察間及び自治警察間の連絡、國家警察より自治警察への連絡の点について何らの規定なきことの欠陥があるのであります。速やかに政府においても、あるいは國會が進んで、この欠陥を是正する改正法律案提出の緊要なることを認めることも、政府はさらに警察法の運営に關し速やかに適宜の処置を講じ、情報の蒐集、機動力の強化、裝備の改善等に全力を傾倒すべき必要あることを痛感いたしました。

七、最後に、本事件につき共產黨本部よりの指令ありたるや否やの点は、われわれの調査の範囲内においては不明ではありますけれども、朝鮮人学校閉鎖問題に關し、各地方のフランク活動が相當活発であつたことは、共產黨員みずからの言より明らかであります。従ひまして政府は、今後の取調べの結果、再建途上あるわが國の現状に鑑み、もし騒擾罪等のごとき破壊的犯罪に對する共犯關係または教唆等の事実判明せる場合は、斷固たる処置をとることに斷じて怯懦であつてはならな

り、御報告申し上げます。(拍手)

〇山口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、明禮輝三郎君提出、現地調査に基く朝鮮人学校問題に關する緊急質問、矢後嘉藏君提出、土地改革阻害に關する緊急質問及び大島多蔵君提出、恩給生活者の生活安定に關する緊急質問を逐次許可せられんことを望みます。

〇議長(松岡駒吉君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

〇議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

現地調査に基く朝鮮人学校問題に關する緊急質問を許可いたします。明禮輝三郎君。

〔明禮輝三郎君登壇〕

〇明禮輝三郎君 私は、民主自由黨を代表いたしましたして、大阪・神戸地方朝鮮人学校問題につき現地調査の結果、緊急質問をいたします。今中村代議士から詳細に報告がございましたがゆゑに、その実情につきましてはこれを申し上げることを省きまして、要點だけ述べさせていただきます。

第一に、文部省當局は、昭和二十三年一月二十四日附官学五号という通牒によりまして、今年度の新学期を期し、朝鮮人の子弟教育を日本人の教育と同様に規制せんといたしました。が、かくも短期間に容易にできるものと考えられておりましたかどうか。また右のごとく一定の方針を定めておきながら、他方ある地方においては、右期間に猶予を與へたということがありますかどうか。

すなわち、文部省の發したる今年一月二十四日附文部省指令官学五号によりまして、一、朝鮮人の學齡兒童は當然日本人同様の義務教育を受けなければならぬ、二、朝鮮人が学校を經營する場合は、私立学校として当該知事の認可を受けなければならぬ、三、朝鮮語の教育は課外に行うことは差支えない、備考といたしまして、朝鮮人送還計画に關する昭和二十二年十一月二十日附總司令部發表、送還を拒否して日本に在住することを選擇する朝鮮人は、爾後一切の日本の法令に服することを十分に承知して右の選擇を行うものである、治外法権は認めない、という趣旨が掲げられておるのであります。

一体、かくのごとき特殊性を有しまする朝鮮人の教育問題を、本年一月末に指令いたしました新學期に実施しようとすることは、あまり急ではなかつ

たが、地方廳は各地において、右指令に基きその徹底を期したのでありますけれども、何分にも全國には、初等学校五百四十一箇所、生徒の數約六万人、中学校、師範学校が九箇所、學生約三千三百人の朝鮮人学校があり、殊に日本人学校に共学せしめる態勢すら十分ではない状態におきまして、はたして適宜の処置であつたかどうかといふことであります。さらに關西地方において、神戸、大阪等は右指令に基き強行にやつたようでありますけれども、山口、岡山その他の地におきましては、その実施を猶予したる事實ありといふことであります。いかがでありますか。元來文部省は、官学五号を指令した當時より、すでに本問題を即行しがたき事情判明しておつたにもかかわらず、強いてこれを強行して遂に暴動化し、あまつさえ連合軍の出勤を煩わし、非常宣言をなされるに至つた政治上の責任はたれが負うべきであるかといふことを申し上げるのであります。この点について、文部当局の御意見を承りたいのであります。

第二に、現在の警察力によつて關西方面の治安維持は十分なりとの確信ありや否や。警察官の増員はもとよりであります。警察官の武裝と機動性の不足といふこと、國家警察と自治警察との連絡いかんといふことであります。今回の朝鮮人学校問題に鑑みますれば、警官が不足しておるといふことも考えられるが、第一に、心の武裝の足

りなかつたことであります。ただいま中村代議士から述べられました通り、神戸では四月十五日ごろから朝鮮人のすわりこみ戦術が行われておつて、毎日大衆デモが行われていたにかかわらず、大阪における四月二十三日の大塚副知事監禁事件の經過が、神戸当局にその当時通報せられておつたことは、私どもの調査によつて明瞭であります。四月二十四日正午ごろより、兵庫縣廳内に四、五百名の暴漢が押し寄せ、ために知事室におきまする岸田知事、市丸檢事正、古山警察局長等重要なる地位の者合せて十四名、縣廳外の自由地域との通信、交通を遮断せられてしまひまして、しかも相當な時間をここに看過したる結果、この十四名がいわゆる監禁状態におかれたといふことは、まづたくこの間において警察官の心の武裝が欠如していた証拠であると確信するものであります。まして、自己の上司が監禁状態、否、生命の危険にさらされておりました、きわめて緊急な事態にあることを認識しながら、遂にこれを救出する行動に出でたる者がなかつたことは、まことに遺憾の極みと言わなければなりません。

また警官には護身用の拳銃が五人に一人であると聞きますが、この点にも大きな欠陥が存在する。必要に應じた武裝の充実の成否は心の武裝の糧となるものであることを再確認すべきであります。さらに機動性の充実を要することも、またしかりであらうと考

えます。自動車、電話設備等さえ不足がちであつたといふことも、調査の結果判明した次第であります。

その次に、國家警察と自治警察との連絡であります。自治警察より國家警察に対する連絡制度はありますけれども、國家警察相互、自治警察相互間の連絡、國家警察より自治警察に対する連絡制度は法規上の欠陥であつて、殊に應援を委嘱した当該警察は諸費用の全部を負担するものとする現制度を考慮いたしますならば、いかに活動に困難であるかといふことを感ぜなければなりません。本件のごとき地方的騷擾事件の場合には、國家・自治警察を一元的に指揮せしめるの制度を確立してはどうかと存する次第であります。たとえば、一定條件のもとに、知事をしつて一元的に指揮せしめることであらうかと考えます。以上の警察制度につき、關係当局の御意見を承りたいのであります。

第三に、本件に關しては一部共產黨員が指導したと言われているが、當局はこれをいかに考えられるか。ただいま中村君から述べられました通り、神戸の市會議員某氏の活動を初め、大阪、神戸ともに共產黨の應援ビラが散布せられております。朝鮮人学校の中には共產主義教育をやつてゐる者があつたといふことであります。はたしてしるか。本件に關し、現に共產黨員が何ほど留置せられてゐるか。たしか神戸だけでも日本人が八十有余名と聞

ります。朝鮮人に対して、その黨員はいかほどあるかといふことであります。かくのごとき実情は、再建日本のために遺憾至極であると考えます。

朝鮮人に対する憲法精神の徹底を期する考えありや否や、その具体的方法を示されたのであります。朝鮮人送還計画に關する昭和二十一年十一月二十日附總司令官發表にあるごとく、送還を拒否せる朝鮮人は、爾後一切の日本の法律命令に従ふなければならぬ。しかも治外法權を認めぬのであるから、日本人と同様に法律に服せなければならぬのであります。ここに私があつたため申し上げることはありませんけれども、この点について十分なる徹底を必要とするものと考えます。本件に關しても、はたして朝鮮人おののおが、この覺悟につきまして十分の認識をもつてゐたであらうかどうか。戰勝國であるとか、第三國人で特別の待遇を受けておると誤解しておる者はないのであります。日本人みずからでさえ、朝鮮人に対しては治外法權的な取扱ひをせなければならぬものと考え違ひをしてゐる者があると思われ。當局は、この点を十分に徹底し、一般に知らしめなければならぬ。本件を惹起いたしました根本原因はここにありと云つても差支えないのではないかと考えるのであります。朝鮮人にして憲法精神なく、暴力行爲と不良性を改めざる者、奸言と謀略により自力救済をなす者多く、これらをかになすべきかは、各地において最も關心深いものがあることを附言いたします。

要するに、朝鮮と日本は地理的に最も接近している關係上、相互的援助と理解に基き、人權を尊重し、送還するがごときことのないように、新憲法のもと、憲法の精神に欠くることなきよう種々なる方法を講ずべきであるが、それでもやむを得ぬ場合は、泣いて馬轡を斬り、送還にやぶさかならぬものがあるであらうと考えるのであります。各關係当局の誠実なる御答弁を求める次第であります。(拍手)

〔國務大臣鈴木義男君答へ〕

○國務大臣(鈴木義男君) 警察のこととは、御承知の通り國家公安委員會の管轄であり、内閣總理大臣の管轄であります。が、總理大臣が所用で退席いたしましたので、總理大臣の命によつて私からお答へをいたします。

ただいまの明禮君の御質問は、いづれも理由のある御質問と信じます。

第一に、當時兵庫における警察官、關係者の心の用意が不足であつたといふことは、政府におきまして、これを認めるところであります。その点については、十分注意を喚起しておいた次第であります。

なお、警察官の数が不足ではないかといふことも問題になつてゐるのであります。この点については、現地に

いて私が調査いたしましたときにも、責任ある警察官の諸君は、数において必ずしも足りないとは思わない、欲を言えば、予備隊というものを少し欲しいと思うが、現在大阪の警察学校に千四百名も学生があるので、今度の騒擾には非常に役立つ、常時これくらいの予備警察官があることは望ましいが、数においては必ずしも不足してはおらないと考える、要するに組織と連絡とがよくいくなれば、たいていな騒擾に対処することができ、こういふふうに答えておつたのであります。

なお、武器が不足ではないかということも十分に考慮せられたのであります、これはあまりに武器に頼るといふことは、時として騒擾などには犠牲を多からしめ、不必要に騒擾を拡大する危険もありますので、今回神戸等においても、みだりに武器を使用しなかつたことは、あの状態においてはよろしかつたとさえ考えられるのであります、が、少くとも予防的な意味において、各警察官が武器を携帯するといふことは望ましいことであり、早期に騒擾等を鎮圧することができるとでありますから、この点については関係当局とも協議いたしました、ただいま真剣に考慮いたしておる次第であります。

それから國家警察と自治体警察との連絡関係がうまくいかないという点、お言葉の通りであります、これ

は法規の上では必ずしもそうではないのであります、出発後日が浅いために訓練がいまだ行き届きませんので、連絡がうまくいかないという一面があるのであります。しかし、多少制度的にも、もう少し機敏なる連絡がなし得るように考慮しなければならぬということを考えております。それと非常時に際して、中央の内閣総理大臣が國家公安委員会の勧告によつて非常事態の宣告をするという制度は、あまりに大規模な國家全体の治安というところを考慮しておる制度でありまして、各地方々々の非常事態に対処するため、もう少し小規模な、そして敏活果敢な非常事態態勢をとり得るような制度を設けることの必要は、政府も痛感いたしておる次第であります。

共産党が活躍したようであるが、これに対して対策があるかというお尋ねであります、政府は何党であれ、思想の自由と政党の自由とを尊重いたしますがゆえに、このことのゆえに共産党を弾圧するとか、そういう氣持はさらにもつておりません。ただし何党に所属するものでありましようとも、騒擾に参加し、法律を犯しましたる場合には、遺憾ながら遠慮なく檢挙する、こういう建前をとつておりますから、今回檢挙いたしました人々の間に、あるいは全通の諸君、あるいは共産党の諸君がおりますことは、決して特別の意味があるのではなくして、

違法行為ある者は何党の人であらうとも逮捕する、こういう建前から発しておるということを御了承願いたいのであります。

それから朝鮮人の違法精神を養成するためにはいかにすべきか。これが一番本件を通して大切な問題であると政府も考えておるのであります、その後朝鮮人代表の諸君から政府に陳情せられたところを見ますれば、われ／＼もその非違は十分に認めるのである、朝鮮人ごとく今回の騒擾に参加したような氣持をもつておるものではない、また故國に帰ることができぬならば、日本の帝國主義盛んになりしころ、意に反して連れて來られて、そうして故國にその基礎を失つて、帰ろうと思つても帰ることはできないのである、そして今や日本が用がなくなつたからと言つて、われ／＼をただ口実を設けて追い返すというがごときことは、道義日本のとるべき態度ではあるまい、こういう趣旨の陳情もしば／＼承るのであります、この点も確かに理由あることであります。

われ／＼は、過去爲政者のなしましたる過ちに対して責任を分担して、温かい氣持をもつて朝鮮人諸君に對さなければならぬと思つてあります、もとより法を守ることを強制するとも、に、自発的にわれ／＼とともに法を守つて生活していくように、これを指導

することが最も大切なことであると考へておる次第であります。

以上、お答えいたします。(拍手)

〔國務大臣(森戸辰男君登壇) 明禮君の御質問にお答えいたします。〕

第一点は、文部省の通達が一月二十四日に發せられて、新学期までに朝鮮人学校の問題を処理せよといふことは、あまり期間が短か過ぎたではないかという御質問であります、この点問題の重要性に鑑みれば、もう少し長い期間があつた方がよかつたといふことは、確かであり、けれども、同時に事柄が一部の政治的な問題に轉化して激成せられなければ、この間でも十分に処理されたのではないと思ひます。加うるに客觀的な事態が、このことの割合に短期間解決を必要としたという事態もありまして、実はかような取扱いをいたしたのでございます。

第二の点は、大阪、神戸においては閉鎖命令がただちに行われたけれども、他の地方、岡山あるいは山口においては猶予された所があるではないかという御質問でございます。この中学校、小学校の取扱ひ、監督責任は、これは文部大臣の直接いたすところではないのであります、教育民主化の原則に従ひまして、地方長官のなすところであります。その具体的な事情の判断に従つて適當に処理するのが建前でございます。ところで、この地方にお

きまして閉鎖命令は撤回されたのではないのであります。ただ執行を、実情の調査が完了するまで、きわめて短期間の間猶予されたに止まるのであります、これらの地方長官は、当該地方の關係方面とも十分了解の上、かくのごとき処置をとられたものと存する次第であります。簡單ながらお答えいたします。(拍手)

土地改革阻害に関する緊急質問(矢後嘉藏君提出)

○議長(松岡駒吉君) 土地改革阻害に関する緊急質問を許可いたします。矢後嘉藏君。

〔矢後嘉藏君登壇〕

○矢後嘉藏君 私は、土地改革に関連いたしまして、農林大臣並びに法務總裁に所見を質したいのでございます。申し上げるまでもなく土地改革は、わが國が連合國から、連合國の占領政策の一つとして、その基幹をなすところの政策といたしまして、負わされたところの責務でございます、わが日本の再建のための必須條件であるのでございます。政府の最近の御報告によりますれば、土地改革の進行は好調をもつて進んでおると報告されておるのでございますが、その半面に私どもは、幾多の、この土地改革を阻害しようとする、妨害しようとする、組織的なあるいは個々の策動が行われておるといふことを、枚挙に暇ないほ

ど知つておるのでございます。そうして、こうした地主の土地改革阻害に對しまする行動に對しまして、地方の官憲が不法地主を支援するかのとき、あるいはまた、そうした不法を積極的に取締ろうとしないで、黙過しておるころの頃があるのでございます。

たとえば、最近富山縣下に暴露せられました一つの悲劇がございます。それは富山縣の婦負郡仁歩村という一山村でございますが、ここにおきまして、小作料を二十三倍もの不法な額をとられましたために、一小作人が首をつつて死んだという悲劇があるのでございます。そして、この小作人が死ななければならなかつたその原因の一つとして、地方の警察官憲の言動が原因をなしておるというところでございます。本件を一應簡單に申し上げますならば、この仁歩村という村は、三百戸ばかりの農家の小村でございますが、この村においては、農地改革が実施せられましてから今日に至りますまで、何ら農地改革の意義を知らないし、関知しないというような態度で、農地調整法を守らないで今日まできておるところの村でございます。ここに置きましては、昭和二十一年度の小作料換算率は、一石五百五十円をもつて取立てられる。それからまた昭和二十二年度の小作料は、千七百円から千八百円を取立てておる。これは全村の地主がそういうような不法をやつておるの

でございます。

そこで、今年の二月に小作人のたれかが、こうした不法な小作料を毎年毎年取立てられたのでは、とうてい自分ら小作農はやり切れぬ、こういうので、所轄の八尾署という警察に投書をしたのでございます。ところが、その警察官は、この投書に書かれた地主の不法・違法の事実を取調べないで、この投書をした下手人を捜索いたしまして、たゞ／＼その投書をしたであらうと目ぼしをつけたらした谷口甚作という、八人の扶養家族をもつ村で一番の貧農が、お前が投書したのである、こういうぐあいに追究せられて、その結果この小作人は、もはやわれ／＼貧乏小作人には法律の保護もなければ神も佛もない、こういううりに世をあきらめまして、地主の不法な事実、官憲のこうした不法の事実の一部を遺書に書き残して、首をくくつて死んだのでございます。

こういうような事件がありまして、その後、この自殺者を検視するため、同じく八尾署の調査部長が参りまして、遺族の者から涙ながらに地主の不法を訴えますと、そんなことはあたりまえじやないか、三年も前に政府が七十五円できめたといふものの、今日は物價が高くなつてゐる、地主だつて食わなければならぬ、千八百円は今の公定ではないかといふような暴言をばいたので、家族もとろつく島がなか

つた。しかも、それから約二箇月を経て、われ／＼日本農民組合の常任委員がこれを摘発いたしますと、警察官はこの事実を取調べないで放任しておつたのでございます。さらにこれを取調べるにあたつても、地主を取調べる同時に、小作人も検事局に送つた、こういうようなことになつておるのでございます。

この事件は、單に一富山の寒村の事件ではございませんけれども、こうした事件がまだ全國にたくさんあるのであります。富山縣において、なおまだ一箇所最近暴露したのは、氷見郡の熊無村、これも三、四百戸の村でございますが、全村、去年も今年も不当小作料を供出價格によつて取立てておつた、こういう事実が暴露せられておるのでございます。これに對しまして、われ／＼富山縣の当局にこの責任を追究いたしますと、言を左右にして、そういう事実はないといふように言うのでございます。さらに、農地調整法違反を起訴するにあたりまして、これは地主の違反であるのに、小作人を何ゆゑに同じく送局したか、こういうぐあいに質しますと、それは農地調整法九條の精神が、合意によれば両方を罰するといふことになつておるから、これは合意と見なしたのだといふように言うのでございますが、ただいまも申しましたように、この事件は、死をもつてこの地主の不法に對して抗議を

しておるのでございますし、なおだれかわからないけれども、投書しておる、こういうような事実からいいますと、これは小作人には何ら法的な責任はない。むしろこれは地主が小作人を脅迫し、それによつて取立てたものであるといふぐあいにわれ／＼は解釈するのでございます。

こういうような事件がございますし、また最近では、御承知のように耕作期を控へまして、土地取上げの部分的問題が全國にざらにあるのでございます。なおこれは一月ごろの新聞に一度出ておつたことではございますが、山形縣の北村山及び西村山地方においては、地主有志会なるものを組織して、今度の土地改革によつて強制的に土地の買上げをする、これは私強を侵害するところの憲法違反であるといふ、組織的な反抗運動が起きておつたのでございます。それが御承知のように、本年二月四日附の連合軍最高司令部レイ代將の名をもつてなされた指令によりまして、一時閉息しておるかのごとくではございますけれども、これが最近、また／＼関東地方にも地主会ができ、あるいは青森縣にも地主の三八会といふようなものができて、この土地改革を組織的に阻害しようとする、合法的な名に隠れた運動を策動しておるという情報をわれ／＼は知つておるのでございます。

こういうふうな農地改革に對しまし

て、單にこれはその地方の農民が無知である、あるいは思想的に遅れておる、こういうことのみではなくて、これはその地方の官憲・官吏の言動が非常に大きな役割を演じておる、こういう事例を申し上げたのでございますが、この点につきまして、私は農林大臣に對しまして、こうした問題が起きることは、根本的に申し上げますならば、今日の農地改革、つまり現在施行されております農地改革では、もはや日本の農村問題の解決はできないのであつて、根本的には、人に貸貸しておる多くの地主といふものをなくするところの第三次農地改革を断行する以外には私はないと考えるのでございます。なお、さらにこうした農地調整法違反の事件は、おもに寒村の僻地の村に多いのでございますが、これは單に耕作地だけの問題ではなくて、山の入会等その他の問題も絡んでおるのでございますから、來るべき第三次の農地改革においては、この山の問題を織りまぜてやらなければならぬといふ私は考えております。

農林大臣は就任にあたりまして、第三次農地改革についても、第二次農地改革の完遂がなされた曉においてはや、あるいは山林の問題につきまして、治水等のことを考慮いたしまして、これを國家管理に移すといふような御意見がございました。私は全幅的にその点において賛成するのでござ

あります、もつて恩給生活者の生活がいかに言語に絶する悲惨なものであるかがわかるのでありますが、われら議會人といたしましては、何とかして、かようなみじめな境遇におかれてゐる人々を救つてあげたいと思つております。

中には、そんな困つてゐる人々を救済するためには生活保護法があるではないかと言われる方もありますが、御承知の通り生活保護法は、見方によれば社会の落伍者とも言える人を対象とする救済法でありまして、多年國家のために盡瘁してくださった人々には、それ相當の從來の社会的体面もあり、またプライドもありますので、生活保護法の適用は當を得たものでないと思つてあります。

もちろんわれ／＼は、わが國の經濟状態は考慮に入れなければなりません。まづ戦前の既得権の大部分のものは、すなわち武官の恩給であるとか、あるいは軍需補償とか、在外財産とか、そんなものが一切御破算になつた今日、文官の恩給のみ温存しようとするのは均衡を得ないものであると主張する人があることは承知しておりますが、もしも、何らの過失なくして多年公務に従事し、その老後の生活の保障が得られないといひましたならば、安んじて薄給に甘んじ、公務に従事する者がいなくなるであらうということも心

配されるわけでありまして、それにまゝして緊急のことは、ただいま現に恩給受給者が餓死戦線を彷徨してゐることでもあります。このことのために、現に幾多の悲惨事が毎日起つてゐるのであります。これこそ社会的重大な問題であると思つております。それで私は、次のことを所管當局にお尋ね申してみたいと思つております。

第一に、先般公布されました國家公務員法の、多年公務員として忠実に勤務した者の老後の生活を保障する恩給制度がつくられなければならないという規定は、單に將來の公務員だけに適用するものであるのか。またはそれと同時に、既得権者にもその恩典を及ぼす何らかの措置を講ぜられるものであるのか。政府としてはいかなる考慮をいたしておるかということをお尋ねいたしたいのであります。

第二に、近き將來において、恩給増額實現のため、政府としては何らかの方法を講ずる意向があるかどうか。第三に、現下の國家經濟事情のため、恩給を全面的に増額することが不可能の場合は、年齢六十歳以上の老人とか、また病氣その他の事由のため働くことのできない者と限定をして、緊急的に、眞に現在生活に困つてゐる者のみを対象とする恩給増額につき考慮をなしておるかどうか。

以上三点につき明確なるお答えをお願いいたし、私の質問を終ることにいたします。(拍手)

「政府委員荒木萬壽夫君登壇」
○政府委員荒木萬壽夫君 大藏大臣に代りまして、私から簡單にお答え申し上げます。

御質問の第一点は、國家公務員法に恩給制度を認めるという趣旨のことがありますが、この國家公務員法にいうところの恩給制度は、現在の官吏以外に既存の恩給権者にまで及ぼされるものかどうか、こゝろでお尋ねであつたと存じます。これは國家公務員法の趣旨から付度いたしまして、今後新たな國家公務員法のいふところの趣旨に則つて、あらためて從來の恩給制度に檢討を加え、しかも各方面の意見を織りこみまして、実情に即した考慮をするという趣旨かと思はれるのであります。従つて、お尋ねの点につきましては、あらためて檢討される場合に決定すべきでありまして、ただいま含む含まないといふことは申し上げかねるのではないかと存する次第であります。

第二点は、近き將來において、現在のインフレ下において実情に即したくなくつておる非常に低い恩給額を増額する意見はないかというお尋ねであつたと存するのでありますが、御承知の通りに、軍人に対します恩給は、すべて遺族扶助料に至りますまで支給を打切られております。のみならず、現行

恩給法によりまして恩給額を與えらるる者は、廣い意味での官吏の中の本官をもつた者のみでありまして、そのほかに實質上の官吏と申すべき雇用人がまたあるものであります。これらに對しましては、御承知のように共済組合令によつてそれ／＼組合給付を支給されておるようではありますが、これらもやはり問題は同様でございます。で、全般的に恩給制度が新たな角度から檢討すべき時期にきておるのじやないか、のみならず、御質問の第一点について申し上げましたように、國家公務員法の新たな趣旨を体しての再檢討を必要とするわけでございます。で、それに加えて、現在の非常に窮迫しました國家財政等ともならみ合わせ、その他各方面の意向等も付度いたして考えますと、今ただちに現行法のもとにおきまして恩給額を増額するといふことは、ちよつと困難であると存するのであります。

第三点は、さうであるが、わく内において、一定の條件のもとに何らかの應急的な措置をする意思はないか、こゝろでお尋ねであつたと存するのであります。現行恩給法は、いわば過失なく一定年限をまじめに勤めました者に対して、ごほうびとして恩給を支給するといふことが制度として存するのでありますが、仰せのごとく、一定の年齢以上の、困つておられる方々に、應急的に何らかの措置を講ずるといふことになりまして、これまた恩給制度そのものを再檢討することではないと問題は解決しないかと存するのであります。さしあたりは、公務上の災害を受けた方々に対しては、増加恩給を必要に応じて増加せしめる措置を講じて來つておるのでございます。今お尋ねのような意味合においての考え方も、やはり第一点、第二点についてお答え申し上げましたような趣旨において、あらためて再檢討される機会に織りこまざるべきものであつたかと、さうに存する次第であります。

もとより政府といたしましては、御指摘のごとく、多年文化的な面におきまして、きわめて忠実に数十年を國家民族のために奉仕せられた方々が、今日におきましてはほとんど言ひ足りない、何らの足しにもならぬと申し上げても過言でない程度の低い恩給でもつて、そのみをあてにしておられる方々が、さぞかし困りであることも十二分に推察できるのであります。が、制度としてどうするかというお尋ねでございますれば、以上三点につきまして申し上げましたように、あらためて立法問題として考えられるものと存する次第であります。(拍手)

第一 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海上保安廳法第十二條の規定による海上保安

安應の事務所の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海上保安廳法第十二條の規定に基き、海上保安廳の事務所の設置に關し承認を求めるの件を議題といたします。委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長坂東幸太郎君。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海上保安廳法第十二條の規定に關し承認を求めるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海上保安廳法第十二條の規定に關し承認を求めるの件

海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所として横浜、市、名古屋、神戸市、廣島市、門司市、舞鶴市、新潟市、塩釜市及び小樽市に海上保安本部を置き、清水市、大阪市、高知市、高松市、鳥取縣西伯郡境町、浜田市、福岡市、佐世保市、長崎縣下縣郡嚴原町、鹿児島市、大分市、八戸市、船川市及び函館市に海上保安部を置くことについて地方自治法第五十六條第四項の規定による國會の承認を求める。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出) 出)に關する報告書

置に關し承認を求めるの件(内閣提出) 出)に關する報告書

〔坂東幸太郎君登壇〕

○坂東幸太郎君 ただいま上程せられました、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所の設置に關し承認を求めるの件に關し、治安及び地方制度委員会における審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

まず、本件内容及び提案理由の概略を申し上げますと、海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所として、横浜、名古屋、神戸、廣島、門司、舞鶴、新潟、塩釜及び小樽の九市に海上保安本部を置き、清水、大阪、高知、高松、鳥取縣西伯郡境町、浜田、福岡、佐世保、長崎、長崎縣下縣郡嚴原町、鹿児島、大分、八戸、船川及び函館の十三市二町に海上保安部を置くこととするものであります。地方自治法第五十六條第四項の規定によれば、地方行政機關を設置するには國會の承認を経なければならぬことになっておりますので、この規定により、このたび國會の承認を求めまいとしたのであります。

治安及び地方制度委員会において、五月五日本件の付託を受け、翌五月六日の委員会にこれを緊急上程し、

木下運輸政務次官から提案理由、大久保海上保安廳長官から内容の説明を聴取した後、慎重審議を行ったのであります。その間、松野君、松谷君等の諸君によつて論議せられました質疑應答の主な点は、第一に、この機構整備により海上保安廳が全幅の効果をあげて活動し得るのは何日ごろになるかと、質疑に對し、政府当局の答弁は、海上保安廳は五月一日から発足したのであるが、その前身として不法船舶入國監視本部は、すでに以前に設置せられて活動をしていたものであり、燈台や水路、海難救済等航行安全の仕事も、すでにそれらに既存の部局においてやつておつたのであるから、成規の手續を経て人員の充足次第、全幅の活動をなし得るものと信ずるとのことでありました。また本件の実現にとつて、予算や人員の増加はいくづくになるかとの質疑に對し、政府当局の答弁は、海上保安廳關係の予算總額は九億円であるが、今回新規に増加するものは三億円であり、人員の方は、現在総員八千人のうち新規採用は約千五百人であるとのことでありました。

その他三、四の点に關し熱心な質疑應答が行われたのであります。質疑修了の後、松野委員の動議により、本委員会においては、これを設置することとは海上保安廳法の施行に伴ひ必要でありますから、地方自治法第五十六條第四項の規定により本件を承認すべきものと満場一致をもつて議決いたしました次第であります。詳細は速記録によつてごらんをお願いいたします。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

戸籍手数料の額を定める法律案(内閣提出)

○笠口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、戸籍手数料の額を定める法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笠口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。戸籍手数料の額を定める法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。司法委員長事殿治良作君。

戸籍手数料の額を定める法律案

第一條 戸籍法の規定によつて納める手数料の額は、この法律の定めるところによる。

第二條 戸籍簿、除籍簿又は戸籍法

第四十八條第二項(同法第百十七條において準用する場合を含む。)の書類の閲覧に關する手数料は、一回につき五円とする。

第三條 戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付に關する手数料は、一枚につき五円とする。一枚に満たないときも、同様である。

第四條 戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項の証明書の交付に關する手数料は、一件につき五円とする。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

戸籍手数料の額を定める法律案内閣提出)に關する報告書

〔都合により第五十七號の末尾に掲載〕

〔鍛冶良作君登壇〕

○鍛冶良作君 ただいま議題と相なりました戸籍手数料の額を定める法律案に關し、司法委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

第四十三

改正戸籍法によりますれば、戸籍手
数料の額は別に法律で定めることにな
つております。ただ財政法第三條の適

用があるまでは政令によることを妨げないという規定によりまして一應効力が認められていた現行戸籍手数料規則を、このたび財政法第三條の規定の施行にあつて、法律に切りかえる必要から提出せられたものであります。その内容は現行規則とまったく同様でありまして、委員会においても別に問題となるところはなく、四月十五日政府の説明の後、質疑を省略いたしましたして、昨六日討論の際、各党委員よりそれぞれ賛成の意見が述べられ、同日採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決をいたしました次第であります。

右簡単に御報告申し上げます。(拍

○議長(松岡駒吉君) 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認
めます。よつて本案は委員長報告の通
り可決いたしました。

不当財産取引調査特別委員会の費用は月平均額五十万円を超えてはならない。

右金額は衆議院の経費からこれを支拂うものとし昭和二十三年四月から第三回国会召集の日までの支出に充てるものとする。

これに對し討論の通告があります。

「笹口晃君、簡単ですから、自席から発言をお許し願います。」

ただいまの議長発議の決議に対しましては、不当財産取引調査特別委員会運用については、眞に民主的であつて、しかも厳正公平を期し、いささかも党派的であつてはならないことも各派を代表いたし強く要望いたしまして、賛成いたします。(拍手)

議長（松岡駒吉君） 本決議に御異議
ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認
めます。よつてさよう決定いたしましたし
ます。

不当財産取引調査徹底に関する決議

である。終戦後各方面に幾多の疑惑があり、衆議院は不当財産取引調査特別委員会を設置して調査を開始したが、この際右調査を廣汎にわたり公正迅速に徹底させるため、本院の決議を以て同委員会の超党派的にして活潑なる活動を要望する。

これに対し討論の通告があります。

これを許します。栗山長次郎君。

〔栗山長次郎君登壇〕

○栗山長次郎君 不當財産取引調査特

別委員会は、まず檢察官局の調査によつて、ほぼ輪郭の明らかになつたものから取上げられたようであります。それがためでありますか、前後二回にわたつて同一事件の同一関係者の氏名が頻繁に報道され、世間にはきわめて一方的印象を與えたように存するので

あります。もとより、檢察当局と同委員会の間にはその目的に相違がございますから、とかくの批評はありまして、今日までの同委員会の運営につき、委員各位のお骨折りに対しましては敬意を表すべきであると存じます。

のみならず、數箇月來誇大に吹聴されてまいりました辻獻金の眞相追究とと

もに、二、三の收穫があつたように思
うのであります。

その一つは、若干名の同僚議員に關し今まで流布されておりました疑惑

が、かなり明白になつたということであり
ます。それら現職議員の受取つた

という金は、多くの場合比較的少額で

ありしかも本質において、選挙の際のいわゆる陣中見舞にも比すべきものであるということがはつきりいたしました。政治道徳上のゆゆしい問題というほどでもなく、法の処断をまつべきほどの罪悪性を伴わねことが内外人に示されたと存じます。いま一つは、今日までの同委員会の御調査は、某政党の政治資金にまで及びましたけれども、そ

こにも世間が鯨測しておりました。ような醜惡な事実が認められませんが、これから先のことはしばらく別といたしますが、ただいままでのところ、調べてみればさほどでもなく、政黨の信用がある程度まで保持される結果になつたと申し得る点であります。

同委員会は、次の段階として、昨年十二月十一日本院でなされました決議に基き、廣範な調査活動を開始されるものと存じますが、申すまでもなく、立法・司法・行政の三権分立下において、立法府内で行い得ますところは、証人

しない物資の虚偽の賣買及びその收益につき全面的調査を行う権限が與えられており、さらに、これに關して國民の信託に背いた公務員、会社、組合その他の團體の使用人及びすべての個人の責任の所在を究止め、各省またはその他の中央・地方政府機關との關係をも追究いたし得るのであります。

以上のごとく、同委員会への付託事

項は廣汎でありまして、政界、官界、財
界等各方面にわたる疑惑を一掃するに
あるのであります。これを平たく申し
ますならば、敗戦後の國家の大掃除を
行いべきよりどころを調べ上げて、堅
實者がある場合は、やがて司直の手に
より、公共の利益の範圍外にこれらの

者が隔離されますことによつて、わが國の信用が再び確立され、取引の公正感を再現するにあるのであります。特に連合國の好意ある対日援助と外資の流入を控へました現在、ここかしこに落布されつつあるような疑惑の一掃は喫

緊事であり、國民の信託に背く惡質者がありますならば、これらの人々を驅離することによつて新たなる信用態勢を整えるという、いわゆる外資導入の受入態勢をつくる基礎活動とも申すべきものが、同委員会に託されておると

言えるのであります。

昭和二十二年十二月二十日、隠退職物資等に関する特別委員長加藤勘十氏が衆議院議長松岡駒吉氏に提出し、國民にも公表された報告書を見まして

も、幾多未解決の問題が列記され、調査の端緒は展開されておりますが、そのうちの一つであります、連合軍から政府に返還されたいわゆる特殊物件は、二十一年十一月十五日の計算で千数百億円の價格に上るといふ証言がしてあり、その処理につき政府方面で若干の調査手続が行われたような記述はありますけれども、いまだに真相は判明しておりません。混乱時の出来事でありまして、旧陸海軍等がもつていました物を占領軍が押えますれば、これは戦利品であつて、占領軍の所有に帰することは明らかであります。占領軍の所有に帰した物を日本政府に渡したのでありますから、その特殊物件の処理を明らかにするかせぬかは対外信用の問題となるのであります。時間のずれとその複雑性等から、この件の調査が困難であらうことは、だれにも想像できます。しかし、そうであればこそ、國民の代表が身を挺してこれに當るべきであると思ひのであります。

これは一例をあげただけであります。が、その後も遺憾ながら、政局担当者等をめぐつていくつかの疑惑が取ざたされ、未だにそのままに放置されておりますが、これは放置しておくべきではないと考へます。かかる重要な調査をなすために必要な委員会の解費は、日本再建の前提をなす大掃除の費用でありますから、ほかを切り詰めましても國庫から捻出すべきであり、今日も本

會議で若干の御考慮はありましたが、引續き善処しなければならぬと思ひのであります。

一部には、不正取引の調査が廣汎にわたることを、あるいはどう試合といひ、あるいは政治を弱体化するものだと、回避的な態度をとる向きがあるやうであります。民主自由党は、繰返すから申明し、役員会におきまして、不当財産取引の廣汎な徹底的調査を決議してやるほどでありまして、さ

ような横言に耳をかして態度を二、三にするものではないのであります。また省みて正しい者は、不幸にして疑惑をこらむつた場合、むしろ進んで徹底した調査に期待すべきであると信ずるのであります。再建途上の日本として、内外にわたる信用の新体制を確立いたしますことは急務中の急務であります。それから、目前の犠牲はともかくとして、今後のために逡巡すべきではないと存じます。そうであればこそ、超党派的にして活潑な活動を当該委員会に要望する議長のたゞいまの御決議がなされるに至つたものであると存じまして、ここに議長の御決議に対して全幅の賛意を表するものであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 本決議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたしました。

た。

○議長(松岡駒吉君) お諮りいたします。中村嘉壽君より図書館運営委員長を辞任したいとの申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

○議長(松岡駒吉君) つきましては、常任委員長の補欠選挙を行います。

○笹口晃君 常任委員長の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて議長は、図書館運営委員長に木村小左衛門君を指名いたします。(拍手)

次会の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後七時三十四分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 芦田 均君
兼外務大臣
國務大臣 鈴木 義男君
文部大臣 森戸 辰男君

出席政府委員

農林大臣 永江 一夫君
運輸大臣 岡田 勢一君
國務大臣 吉米地義三君
國務大臣 一松 定吉君
國家地方警 齋藤 昇君
國家地方警 澤淵 増己君
國家地方警 荒木萬壽夫君
大藏政務次官 山崎小五郎君
運輸事務官

定價 一部二四二十錢

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三一
振替東京一九〇〇
印刷局
圖書課